

2007年6月19日

千葉大学長
古在豊樹 殿

千葉大学ユニオン
委員長 伊藤谷生

団体交渉の申し入れについて

国立大学法人をめぐる状況が一層深刻となる中、大学運営の先頭に立たれ、非常勤職員が常勤職員と均等処遇されるようご尽力いただいておりますことに感謝の意を表します。

さて、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることが明示された「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（パートタイム労働法改正法案）」が本年5月25日に参議院本会議で可決・成立し、一部を除き来年4月1日から施行されます。そこで、学長におかれましては、以下のような措置をとっていただきたく団体交渉を申し入れるものです。

1. 常勤職員と同視すべき非常勤職員に対する待遇を常勤職員と同一にすること

改正パートタイム労働法で区分された「常勤職員と同視すべき非常勤職員〔次の①～③の要件をすべて満たす者：①職務の内容と責任の程度（以下「職務の内容」）が常勤職員と同じであること、②職務の内容および配置が常勤職員と同じ範囲内で変更される見込みがあること、③雇用契約期間に定めがない労働契約を締結している（反復更新で期間に定めがない契約と同視することができる雇用契約も含む）こと〕」について、千葉大学でも法に則して、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、常勤職員と差別的取扱いすることなくすみやかに同一にすることを求めます。

2. 週2日以下の勤務日数の非常勤職員にも夏季休暇が付与されること

昨年7月13日の団体交渉により、学長および役員会が理解を示され改善が図られた非常勤職員に対する夏季休暇付与について、非常勤職員間での均等待遇を確保するために、残された週2日以下の勤務日数の非常勤職員にも夏季休暇が付与されることにより、すべての非常勤職員に夏季休暇が付与されることを求めます。